

第3部

参考資料・データ

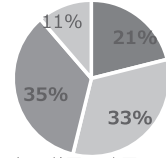
1 海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案

予算関連法律案

背景・必要性

- 我が国の造船業は、公的支援を背景とした中韓勢から低船価競争を強いられるとともに、コロナ禍による一層の市況低迷により手持ち工事量が激減（通常2年分以上必要なところ1.03年）。
- 造船業が今後も地域の経済・雇用や我が国の安全保障に貢献し、船舶を安定的に供給できる体制を確保するため、生産性向上や事業再編を通じた事業基盤の強化が急務。同時に、海運業における新造船発注を喚起する環境整備が必要。
- 船員は高齢化が顕著（内航船員の46%が50歳以上）で、若手船員の定着が課題。船員の働き方改革を進め、人材を持続的に確保できる環境整備が必要。併せて、内航海運業の経営力の向上を図るため、取引環境の改善・生産性向上を促すことが必要。
- 海事産業（海運と、これを支える物的基盤（造船）と人的基盤（船員））の基盤強化のための措置を一体的に講じることが不可欠。

<世界の建造量シェア>
(2015-19)



■ 日本 ■ 韓国 ■ 中国 ■ その他

<我が国外航海運・造船業の
自国発注・建造比率>



法案の概要

① 造船・海運分野の競争力強化等

造船関係 <造船法改正>

- **事業基盤強化計画認定制度の創設**（※予算関連）
 - 国土交通大臣が認定した計画に基づく生産性向上や事業再編等を支援

【主な支援措置】

- ・認定計画に関する予算措置（計画の作成支援、技術開発補助等）
- ・日本政策金融公庫等による長期・低利融資
- ・税制の特例措置等

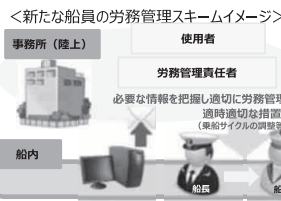
外航・内航海運関係 <海上運送法改正>

- **特定船舶導入計画認定制度の創設**
 - 国土交通大臣が認定した計画に基づく、安全・低環境負荷で船員の省力化に資する高品質な船舶（特定船舶）の導入を支援
- 【主な支援措置】
 - ・日本政策金融公庫等による長期・低利融資
 - ・税制の特例措置
 - ・内航船の建造支援等
- この他、クルーズの再開に向けた環境整備方策等として、**外国法人等のクルーズ事業者等に対する報告徴収規定を創設**

② 船員の働き方改革・内航海運の生産性向上等

船員関係 <船員法・船員職業安定法改正>

- **船員の労務管理の適正化**
 - 使用者による労務管理責任者の選任
 - 労務管理責任者の下での船員の労働時間等の管理
 - 労働時間等に応じた適切な措置の実施（乗船サイクルの調整等）



※ 派遣先でも同様の措置を実施（船員職業安定法改正）

内航海運等関係 <内航海運業法・船舶安全法改正>

- **内航海運の取引環境の改善・生産性向上**
 - 船員の労働時間に配慮した運航計画作成
 - 荷主への勧告・公表制度の創設
 - 船舶管理業の登録制度の創設
- **新技術の導入促進**
 - エンジン等の遠隔監視による検査合理化制度の創設

【造船】

事業基盤強化促進基本方針

・国土交通大臣等が策定

事業基盤強化計画

・造船・船用事業者が作成
（←補助金、政策融資、税制等により支援）

共同での設計・営業・建造
大規模ロット対応、新鋭技術の
搭載など船主のニーズに対応

抜本的な生産性向上
造船所におけるデジタルトランス
フォーメーション（DX）の実現



【海運】

特定船舶導入促進基本方針

・国土交通大臣等が策定

特定船舶導入計画（※）

・海運事業者等が作成
（←政策融資、税制等により支援）



※事業基盤強化計画の認定を受けた造船事業者が船舶を建造する計画が対象

【目標・効果】

- 造船関係：サプライチェーンの確保（安定的な船舶供給）を図るとともに、地方創生・我が国の安全保障に貢献（KPI）我が国造船業の船舶建造量 14 [百万総トン]（2015～2019年の平均） → 18 [百万総トン]（2025年）
 - 船員関係：安定的な船員の確保・育成（KPI）新人内航船員の定着率（内航海運全体での30歳未満船員の合計ベース）79%（2019年） → 85%（2027年）
 - 海運関係：安定的な海上輸送の確保（KPI）外航海運：日本商船隊の輸送量 960 [百万トン]（2019年） → 1,100 [百万トン]（2025年）
内航海運：船員1人・1時間当たりの輸送量 4,019 [トンキロ]（2018年） → 4,919 [トンキロ]（2025年）
- ⇒ 海事産業の基盤強化を図り我が国国民生活の安定と経済の持続的成長を実現

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001385789.pdf>

2 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案の概要

植物の栄養成分（栄養塩類）不足や、気候変動等による新たな課題に対応するため、①地域合意による**栄養塩類の供給等、管理のルール**の整備、②**自然海浜保全地区の指定対象拡充**による藻場・干潟の再生・創出の取組の推進、③**海洋プラスチックごみ**を含む漂流ごみ等の**発生抑制対策の推進**等を行うものです。

■ 背景

- 瀬戸内海の水質は、これまでの取組が奏功し、一部の海域を除き、全体としては**一定程度改善**
※ 引き続き、富栄養化による赤潮被害の発生防止が必要。
 - 他方、**気候変動**による水温上昇等の**環境変化**とも相まって、一部の水域では、これまでの取組で削減されてきた窒素・燐といった**栄養塩類の不足**等による**ノリの色落ち**[※]や、開発等による**藻場・干潟の減少**等が課題に → **更なる深刻化のおそれ**
※ 栄養塩類の不足の他、気候変動による水温の上昇によって増加した大型の珪藻との栄養塩類を巡る競合も色落ちの一因。
 - また、**海洋プラスチックごみ**を含む**漂流ごみ**等の問題は、生態系を含む海洋環境に悪影響
- ▼
- 瀬戸内海における**生物の多様性・水産資源の持続的な利用の確保**が喫緊の課題に



▲色落ちしたノリ（左側）・ワカメ（右側）

■ 主な改正内容

1. 栄養塩類管理制度の創設

- 関係府県知事が策定する計画に基づき、**特定の海域への栄養塩類供給を可能**に
 - ・ 関係府県知事は、**水質の目標値、栄養塩類供給の実施方法、水質の測定の方法**等を計画に記載
 - ・ 水質の目標値は、**水質環境基準の範囲内**において策定
 - ・ 計画策定時には**栄養塩類管理が環境に及ぼす影響についての調査・評価、環境保全上関係のある他の自治体、環境大臣その他関係者への意見聴取・協議**等を実施するとともに、計画実施時には**定期的**に**実施状況を評価**し、**随時計画を見直す**ことで、**周辺環境の保全との調和・両立を確保**
 - ・ 栄養塩類供給を実施する者に関する特例を新設
 - ▶ 水質汚濁防止法に基づく総量規制の適用除外、特定施設の構造等の変更許可手続の緩和
- ➡ **生物の多様性の恩恵としての、将来にわたる多様な水産資源の確保に貢献**

2. 自然海浜保全地区の指定対象の拡充

- 水際線付近において**藻場等が再生・創出された区域等も指定可能**に
- 地域における環境保全活動を促進し、**生物の多様性の保全に貢献**
 - ・ 藻場は、温室効果ガスの吸収源としての役割も期待（**ブルーカーボン**）



▲藻場の再生・創出の一例

3. 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の発生抑制等に関する責務規定

- 国と地方公共団体の責務として、海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の**除去・発生抑制等の対策を連携**して行う旨を規定

4. 気候変動による環境への影響に関する基本理念の改正

- **気候変動**による水温の上昇等の影響を踏まえる旨**基本理念に追加**

<改正法の施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>

瀬戸内海における生物多様性の保全・水産資源の持続的な利用の確保を図り、
地域資源を活用した「里海づくり」を総合的に推進

3 地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案の概要

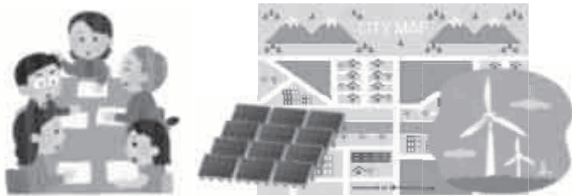
昨年秋に宣言された**2050年カーボンニュートラル**を**基本理念**として法に明確に位置付けるのに加え、その実現に向けた具体的な方策として、**地域の再エネを活用した脱炭素化の取組**や、企業の排出量情報の**デジタル化・オープンデータ化**を推進する仕組み等を措置するものです。

■ 背景

- 昨年、我が国は、**パリ協定**に定める目標（＝世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、**2050年カーボンニュートラル**を宣言した。

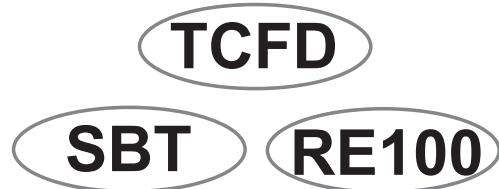
【地域】

自治体の「**ゼロカーボンシティ**」宣言の実現等に向け、自治体を中心となり、円滑な地域合意を図り、地域の再エネ資源等を**地域の課題解決**にも貢献する形で利用していく環境整備が必要（地域トラブル事例の減少にも資する）



【企業】

脱炭素経営に取り組む日本企業を後押しするため、こうした企業の取組が**投資家等から適切に評価**される環境整備が必要



脱炭素経営の取組の例

■ 主な改正内容

1. パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設

- **パリ協定**に定める目標を踏まえ、**2050年までの脱炭素社会の実現**、**環境・経済・社会の統合的向上**、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定。
- これにより、政策の方向性や継続性を明確に示すことで、あらゆる主体（国民、地方公共団体、事業者等）に対し**予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進**。

2. 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

- 地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画に、**施策の実施に関する目標**を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（**地域脱炭素化促進事業**）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとする。
- 市町村から、実行計画に適合していること等の**認定**を受けた地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、**関係法令の手续ワンストップ化等の特例**※を受けられることとする。
 - ※ 自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法の関係手続のワンストップサービス
 - ※ 事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）の省略
- これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する**地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進**。

3. 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

- 企業の排出量に係る**算定報告公表制度**について、**電子システムによる報告**を原則化するとともに、**開示請求の手续なし**で公表される仕組みとする。
 - ※ 法改正と併せ、報告者・情報利用者の双方にとって利便性の高いシステムの構築も推進する。
- また、**地域地球温暖化防止活動推進センター**の事務として、**事業者向けの啓発・広報活動**を追加する。
- これにより、企業の排出量等情報の**より迅速かつ透明性の高い形での見える化**を実現するとともに、地域企業を支援し、**我が国企業の一層の取組を促進**。

<改正法の施行期日：1. 公布の日／2. 3. 公布の日から1年以内で政令で定める日>

2050年までの脱炭素社会の実現を牽引・2030年に向けた取組を加速

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/115718.pdf>

4 海上交通安全法等の一部を改正する法律案

背景・必要性

(1) 台風等の異常気象の頻発・激甚化

- 台風等の異常気象が頻発・激甚化する中、東京湾等の船舶がふくそうする海域において、**走錨した船舶による海上施設や他の船舶への衝突事故が複数発生**
- 三大湾等のふくそう海域で、**走錨のおそれのある船舶を早期に湾外等の安全な海域に避難させる実効的な措置が必要**



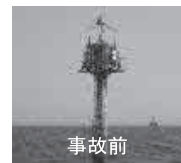
台風時の走錨により関空連絡橋に衝突したタンカー（H30）



令和元年台風15号来襲時の東京湾における船舶の錨泊状況

(2) 航路標識の事故の多発

- 船舶の衝突事故等により損傷した海上保安庁の航路標識の**復旧を迅速・確実に図る必要**
- **航路標識の管理の協力主体を充実させ、海上保安庁の航路標識の管理業務の負担を軽減させるとともに、維持管理の充実強化が必要**



事故前



事故後

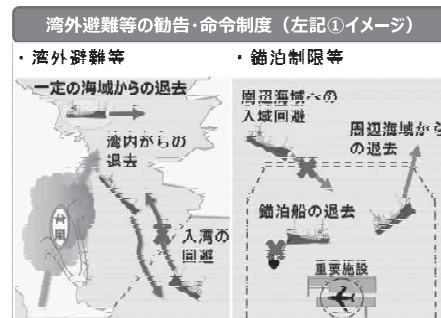
走錨船舶の接触による損傷（灯標の上部脱落）
※過去5年間における船舶接触による航路標識の被害件数 計262件

法案の概要

(1) 異常気象等に伴う船舶事故の未然防止策の充実・強化【海上交通安全法、港則法、航路標識法】

○三大湾等における湾外避難勧告・命令制度等の創設

- ①船舶の湾外避難、湾内の錨泊制限等の勧告・命令制度を創設
- ②関西国際空港等の重要施設周辺海域等における走錨事故等防止のための情報提供、危険回避措置の勧告制度を創設
- ③湾外避難等の円滑な実施に関する必要な協議を行うための協議会を設置
- ④湾内全域からの船舶の避難を一体的に実施するための海上保安庁長官による港長権限の代行制度を創設



○海上施設への船舶の衝突防止のためのバーチャル航路標識の緊急表示制度の創設

- ・灯浮標等の表示に代わるバーチャル航路標識（※）に係る制度を創設（バーチャル航路標識の一時表示に係る手続緩和、バーチャル航路標識の海上保安庁による一時表示代行制度）
- ※ 船舶自動識別装置（AIS）を活用し、航海用レーダー等にあたかも航路標識が存在するように表示させる仕組み

(2) 持続可能な航路標識の管理体制の充実強化【航路標識法】

○航路標識の復旧のための施行命令・原因者負担金制度の創設

- ・海上保安庁の航路標識を損傷等させた原因者に対し、必要な工事の施行、又は、当該工事に要する費用負担を義務付け

○承認工事制度及び航路標識協力団体制度の創設

- ①海上保安庁の航路標識について、民間団体等による工事・維持に関する海上保安庁長官による承認制度を創設
【工事・維持の具体例】歩道の整備、手すり・階段等の設置、清掃、簡易な点検・補修
- ②航路標識に関する業務を適切に行うことができる民間団体等を航路標識協力団体として指定し、指定された団体に係る①の手続を緩和

航路標識協力団体の活動（イメージ）



【目標・効果】

- 異常気象等に伴う被害の未然防止策を強化し、船舶交通の安全を確保する
荒天時の走錨等に起因する船舶の衝突事故により、船舶交通の安全が阻害されるとともに、重要施設等に被害が及ぶような事故の発生件数：1件（2018年）、1件（2019年）⇒0件（毎年度）
- 民間団体等による航路標識の工事・維持を促進する
航路標識協力団体の指定が見込まれる団体の数：0団体（2020年）⇒30団体（2022年度）

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/info/kouhou/r3/k210302/k210302.pdf>

5 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案の概要

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

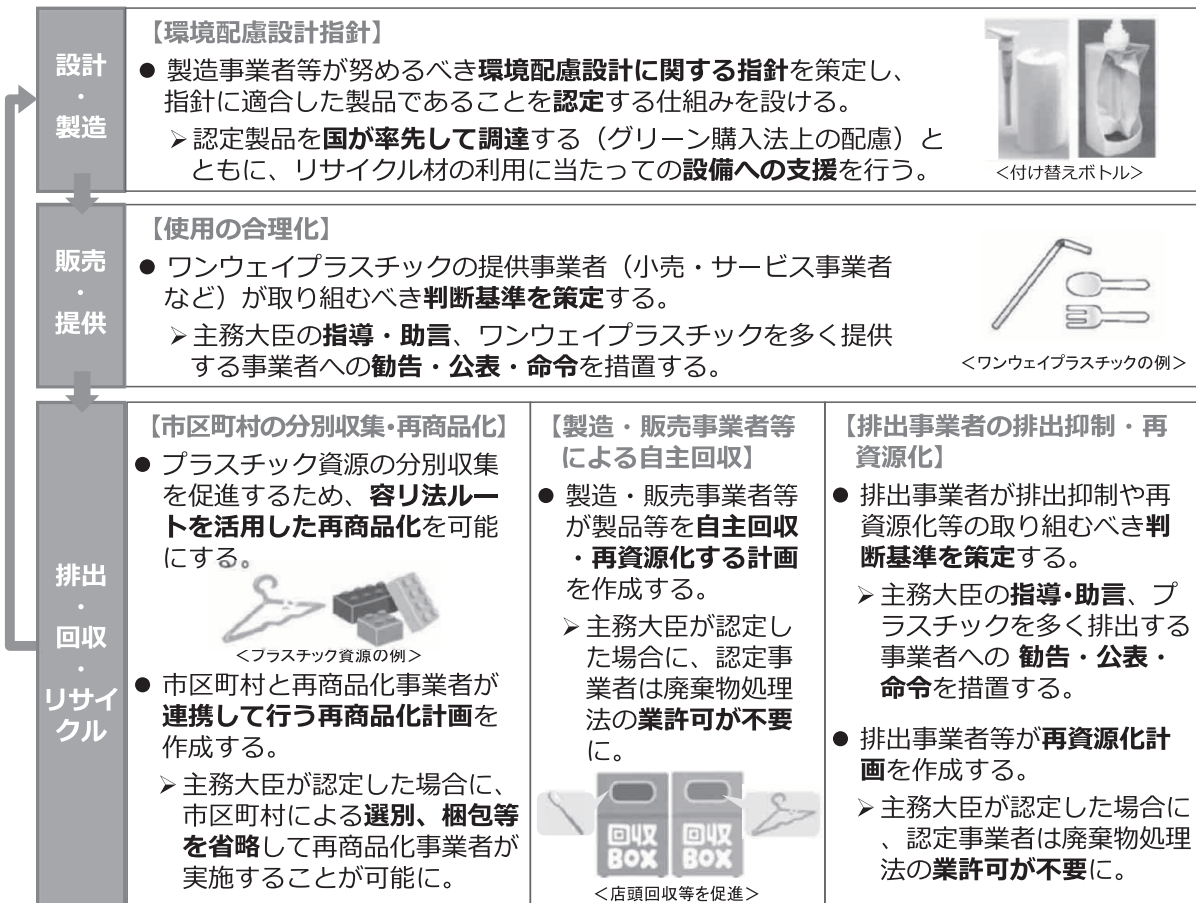
- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項



↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

<施行期日：公布の日から1年以内で政令で定める日>

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/115768.pdf>

6 G7 コーンウォール・サミット首脳コミュニケ（骨子）

前文

- 新型コロナウイルス感染症に打ち勝ち、より良い回復を図ることにコミット。
- 国際協力、多国間主義及び開かれ、強靱で、ルールに基づく国際秩序に基づき行動。

保健

- 2022年までのパンデミック終息という目標を設定。
- 途上国に対するワクチンを供与する多国間枠組みである ACT アクセラレーター及び COVAX ファシリティへの支持を再確認。日本と Gavi が共催した「COVAX ワクチン・サミット」の成功を歓迎。
- 資金及び現物供与を通じて来年にかけてワクチン10億回分の供与に相当する支援にコミット。
- ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成を含む「カーブスベイ保健宣言」を承認。
- ワクチン等の世界的な開発の加速化の目標の歓迎。
- 新型コロナ対策及び将来の健康危機への備えと対応のための国際保健システム強化。

経済回復及び雇用

- 必要な期間、経済への支援を継続。回復が確かなものとなれば、財政の長期的な持続可能性を確保する必要。
- 経済成長及び回復の中心にあるのは、グリーン及びデジタル分野での変革。
- 重要鉱物及び半導体のような分野で、サプライチェーンの強靱性に係るリスクに対処するためのメカニズムを検討し、ベスト・プラクティスを共有。
- 国際課税について、G7の歴史的なコミットメントを承認。7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議での合意を期待。

自由で公正な貿易

- 農業や衣類部門などにおける、国家により行われるものを含むあらゆる形態の強制労働について懸念。G7貿易大臣に対し、協力のあり方の特定を指示。
- 不公正な慣行から保護するためのルールの強化、交渉機能及び紛争解決制度の適切な機能を含め WTO において、より広範な加盟国と協働。

将来的な先端領域

- 開かれた社会を支えグローバルな課題に対処する上での技術の役割を議論する「未来技術フォーラム」を開催。
- データ保護の課題に対処しながら価値あるデータ主導型技術の潜在力を活用するため、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）ロードマップを承認。
- 身代金目的のサイバー攻撃（ランサムウェア）の犯罪ネットワークによる脅威の高まりに緊急に対処。
- 科学、技術、工学及び数学（STEM）の分野で、女性と女兒の更なる参画を推進。開かれた相互主義的な研究協力のためのG7「研究協約」を採択。

気候変動・環境

【総論】

- 遅くとも2050年までのネット・ゼロ目標及び各国がそれに沿って引き上げた2030年目標にコミット。国内電力システムを2030年代に最大限脱炭素化。

【化石燃料・石炭火力】

- 国際的な炭素密度の高い化石燃料エネルギーに対する政府による新規の直接支援を、限られた例外を除き、可能な限り早期にフェーズアウト。
- 国内的に、NDC 及びネット・ゼロのコミットメントと統合的な形で、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電からの移行を更に加速させる技術や政策の急速な拡大。
- 排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を年内に終了することに今コミット。

【気候資金】

- 途上国支援のため、2025年までの国際的な公的気候資金全体の増加及び改善に各国がコミット。

【生物多様性】

- 2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させるという世界的な任務を支える「G7・2030年自然協約」を採択。
- 同協約に基づき、国内の状況に応じて、2030年までにG7各国の陸地及び海洋の少なくとも30%を保全又は保護することや、海洋プラスチックごみへの取組強化などにコミット。

ジェンダー平等

- 2026年までに、低・低中所得国において4,000万人の女子の就学、2,000万人の女子が10歳又は初等教育修了までに読解力習得。
- 教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）に対し、G7として、今後5年間で計27.5億ドルをブレッジすることを発表。

グローバルな責任及び国際的な行動

【中国】

- 非市場志向の政策や慣行に対処するための共同のアプローチについてG7で引き続き協議。
- 気候変動、生物多様性を始めとした共通の地球規模課題について協力。
- 特に新疆や香港との関係で人権や基本的自由を尊重するよう中国に求めることを含め、G7の価値を推進していく。

【北朝鮮】

- 朝鮮半島の完全な非核化並びに全ての関連する国連安保理決議に従った北朝鮮の違法な大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画の検証可能かつ不可逆的な放棄を求める。
- 全ての国に対し、関連する全ての国連安保理決議及びこれら決議に関連する制裁の完全な履行を求める。
- 北朝鮮に対し、全ての人々の人権を尊重し、拉致問題を即時に解決することを改めて求める。

【ミャンマー】

- ミャンマーにおけるクーデター及び治安部隊による暴力を最も強い言葉で非難。拘束された人々の即時解放を求める。
- ASEANの中心的役割を想起しつつ、「5つのコンセンサス」を歓迎し、迅速な履行を求める。必要な場合はG7が結束して追加的措置を検討することを強調。
- 人道状況を深く懸念。

【インド太平洋】

- 包摂的で、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の維持の重要性を改めて表明。
- 台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促す。
- 東シナ海及び南シナ海における状況を引き続き深刻に懸念し、現状を変更し、緊張を高めるあらゆる一方的な試みにも強く反対する。

【ロシア】

- ロシアとの安定した予測可能な関係への関心を改めて表明し、相互利益となる分野がある場合には引き続き関与していく。ロシアに対して、不安定化を招く行動や悪意のある活動を止め、国際的な人権に関する自らの義務を果たすよう改めて求める。

【食料安全保障】

- G20、国連食料システムサミット、COP26及び東京栄養サミットにおける食料・栄養に関する強いコミットメントを奨励。

【開発金融】

- 開発途上国のインフラのニーズを満たし、より良い回復を図るため、開発途上国との連携を強化することで一致。具体的な方策を検討するため、タスクフォースを設立し、今秋に報告を求める。
- 持続可能な回復・成長を支援するため、G7の開発金融機関（DFIs）及び国際機関がアフリカの民間部門に今後5年間で少なくとも800億ドルを投資することを確認。
- G20及びパリクラブの債務措置の実施につきコミットメントを改めて強調。
- 公正で開かれた貸付慣行を支持するとともに、全ての債権者がこの慣行を遵守することを求める。
- 6,500億ドルのSDR（IMFの特別引出権）の新規配分を支持。
SDRを融通する様々な選択肢を探求し、世界合計で1,000億ドルという野心に達するとの目標に向け、G7財務大臣・中央銀行総裁に詳細の検討を指示。

【結語】

- 新型コロナウイルスに打ち勝つ世界の団結の象徴として、安全・安心な形で2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催することを改めて支持。

(了)

7 G7・2030年「自然協約」(抜粋)

- A. 我々、G7首脳は、2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させるという世界的な使命にコミットする。我々は、2030年までに、自然にとって必要な2030年への道筋を定めることを支援するため、メス生物多様性憲章及び「リーダーによる自然への誓約」を基礎とし、その履行に尽力し、今行動を起こす。
- B. 本協約を通じ、我々は、特に昆明における第15回生物多様性条約締約国会議（COP15）、グラスゴーにおける第26回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP26）において、自然に関する野心的な成果を2021年に実現するために、世界的なコンセンサスを支持し、大胆な行動をとることにコミットする。気候変動は生物多様性の損失の一つの主要な要因であり、生物多様性を保護、保全及び回復することが、気候変動への対処に極めて重要である。COP15及びCOP26に先立ち、この重要な10年に乗り出すに当たり、我々は、相互に関連し強力となっている危機に対し統合された手法で対処し、それにより持続可能な開発目標の達成や、新型コロナウイルスからのグリーンで包摂的かつ強靱な回復に貢献することにコミットする。

一つ目の柱／自然資源の持続可能かつ合法的な利用への移行を主導すること

我々は、自然に悪影響を与える、持続可能でない違法な行動に対処するため、インセンティブを変化させ、あらゆる適切な手段を使用する…

(1 E) ごみ、持続可能でない漁業慣行等の人間の活動が海洋環境に与える悪影響に対処すること。我々は、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を基礎として、陸地及び海洋全ての発生源からのプラスチックによる海洋汚染の深刻化に対処するための行動を加速化する。その行動には、第5回国連環境総会（UNEA-5）を含む国連環境総会を通じて、既存の枠組みの強化及び海洋プラスチックごみに対処するためのあり得べき新たな世界的な協定又はその他の枠組みを含めた選択肢について取り組むことを含む。我々はまた、グローバル・ゴースト・ギア・イニシアティブ（GGGI）と共に取り組み、又はそれを支援する。我々は、違法・無報告・無規制（IUU）漁業を防止し終わらせるため、開発途上国への支援等を通じた国際的行動の重要性を認識し、過剰漁獲、過剰漁獲能力及びIUU漁業につながる特定の有害な漁業補助金を禁止するため、WTOにおいて継続中の交渉を可能な限り迅速に終了させることにコミットする。

三つ目の柱／野心的な世界目標等を通じたものを含め、自然を保護、保全、回復させること

我々は、生物多様性の損失及び環境劣化を止めて反転させ、気候変動に対処するために重要な、生態系の保護、保全及び回復を支援し促進する…

(3 A) この10年間に必要とされる、保全と回復の努力のための重要な基礎として、2030年までに世界の陸地の少なくとも30%及び世界の海洋の少なくとも30%を保全又は保護するための新たな世界目標を支持すること。我々は、保護地域とその他の効果的な地域をベースとする保全手段（OECMs）の質の改善、有効性及び連結性を提唱し、これらの目標を実施するに当たり先住民及び地域社会が完全なパートナーであることを認識する。また、我々は、適切な場合には、運用を促進させるための法律、十分な資金供給、執行等を通じて、国の状況やアプローチに応じて、2030年までに、少なくとも同じだけの割合の自国の陸水域と内水面を含む土地と沿岸・海域を効果的に保全し又は保護することにつき範を示す。

(3 B) 生態系の損失、分断及び劣化を予防するために、また、劣化又は改変された生態系を持つ重要地域を回

復させるため、合意及び目標の履行を支持すること。国連生態系回復の10年を支持しつつ、我々は、例えばサハラ及びサヘル地域における「緑の長城」のような、これらの目標の実施を促す野心的なイニシアティブを支持する。我々はまた、2014年の森林に関するニューヨーク宣言及びSDGsの目標15における我々のコミットメントに従い、2030年までに天然林の消失を終わらせるために努力するという我々のコミットメントを再確認し、ブルーカーボン生態系の価値を認識する。

(3 C) 世界的に多様な種の個体群を増大させ、全体的な種の絶滅リスクを大幅に減らし、結果的に人為的な絶滅を止めるという目標に合意し、それを達成するために協働すること。

(3 D) 海洋の3分の2が国家管轄権外にあることを認識し、海洋に関する世界的な協力の増加を促進させること。この10年間で海洋保護及び保全の拡大を支持しつつ、国家管轄権外地域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する、国連海洋法条約（UNCLOS）の下での新たな野心的で国際的な法的拘束力を有する文書に係る交渉を、可能であれば2021年末までに、完了させるために取り組む。また、我々は南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）による、利用可能な最良の科学的証拠並びに、東南極、ウェッデル海及び南極半島に新たな海洋保護区（MPAs）を設置するという提案に基づいて条約地域における南極海のMPAsの代表システムを開発するためのコミットメントを全面的に支持する。

(3 E) 持続可能な開発のための国連海洋科学の10年を支持すること。海洋を保護し我々の海洋との持続可能な関係を前進させるため、変化し続ける海洋科学における進歩を促進すべく、「G7海洋の10年ナビゲーションプラン」を承認する。この作業の一部として、我々は、目標設定された有効な海洋行動を促進しつつ、海洋の炭素吸収機能につき議論すべく科学的及び政策的専門家を招集する。

本協約の採択と共に…

我々は、2022年の国連環境総会及び国連砂漠化対処条約（締約国会議）と同様に、第15回生物多様性条約締約国会議（COP15）、第26回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP26）、国連海洋会議において2021年に自然に関する野心的な結果を促進するために、政治的リーダー及び他の関係者と共に取り組むことで、自然及び気候に関する力強く、統合された世界的な行動を取ることにコミットする。我々は、極めて重要なこの10年間を通して、我々の努力を増大させ続けていく。

8 重要土地等調査法案の概要

(重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案)

目的／基本方針の閣議決定 等

- **目的**：重要施設（防衛関係施設等）及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止
- **基本方針**：①重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的方向
 ②注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項（経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。）
 ③土地等の利用の状況等についての調査並びに利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項
 （勧告及び命令に係る行為の具体的内容に関する事項を含む。） 等
- **留意事項**：この法律に基づく措置は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、必要最小限度のものとなるようにしなければならない。

対象区域及び調査・規制の枠組み

注視区域

- 重要施設の周辺：**防衛関係施設、海上保安庁の施設及び重要インフラ（政令指定）の周辺**※の区域について、告示で個別指定。
 ※ 施設の敷地の周囲おおむね1,000mの範囲内で指定。
- 国境離島等：**国境離島や有人国境離島地域を構成する離島**の区域について、告示で個別指定。

特別注視区域

- 特定重要施設の周辺：**機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の重要施設による機能の代替が困難であるもの**の周辺の区域について、告示で個別指定。
 例) 司令部機能、警戒監視機能を有する自衛隊の駐屯地・基地 等
- 特定国境離島等：**機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の国境離島等による機能の代替が困難であるもの**の区域について、告示で個別指定。
 例) 領海基線となる低潮線を有する無人国境離島 等

調査

(注視・特別注視区域共通)

- **対象**
土地及び建物の所有者、賃借人 等
- **事項**
 - ・ 所有者等：氏名、住所、国籍 等
 - ・ 利用状況
- **手法**
 - ・ 現地・現況調査
 - ・ 不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿収集
 - ・ 所有者等からの報告徴収（刑事罰あり）
 ※ 上記の公簿収集を行った結果、なお必要があると認めるとき

調査結果を踏まえた規制

事前届出

(特別注視区域のみ)

- **対象**
土地等の所有権移転等（売り手・買い手／刑事罰あり）
 ※ 一定面積以上の取引に限定。
- **届出事項**
 - ・ 氏名、住所、国籍 等
 - ・ 利用目的、所在、面積 等

国による買取り

国による買取り

利用規制

(注視・特別注視区域共通)

- 他法令に基づく措置
- 機能を阻害する利用の中止の**勧告⇒命令**（刑事罰あり）
 - ・ 国による損失の補償
 - ・ 国への買入れの申出

国による買取り

(注視・特別注視区域共通)

- **国による土地等の買取り**
 ※ 国の努力義務

その他

- 「**土地等利用状況審議会**」の設置：重要インフラに係る政令の制定・改廃、区域指定、勧告の実施等に当たり、意見聴取。
- **施行期日** 基本方針、審議会等：公布から1年を超えない範囲内
 区域の指定、調査、利用規制、事前届出等：公布から1年3か月を超えない範囲内
- **見直し**：法律の施行後5年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずる。

<https://www.cas.go.jp/jp/houan/210326/siryoul.pdf>

9 G20環境コミュニケ（仮訳・抜粋）

ナポリ2021年7月22日

前文

1. 我々 G20環境大臣は、気候変動、生物多様性の損失、汚染、生息地の損失、劣化と断片化、侵略的外来種、土地の劣化と砂漠化、海洋の健全性の低下、淡水やその他の自然資源の持続不可能な利用といった、相互に関連する課題に対処するための努力を継続し、強化することにコミットするために、2021年7月22日にナポリで実際に、また遠隔で会した。我々は、これらの課題を克服することが、人間の福利（well-being）、包括的で持続可能な経済、持続可能な生産と消費の前提条件である健全な地球に不可欠であると確信している。このような課題には、サイロ・アプローチを避け、相乗的、補完的な方法で取り組む必要がある。G20メンバーがこれらの課題に対処する上で果たすべき役割を認識し、2021年が変革的な行動を触媒し、その規模を拡大するための重要な年であることを念頭に置き、我々は持続可能な開発のための2030アジェンダとその持続可能な開発目標（SDGs）及びターゲット、アディスマバ行動目標、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）とパリ協定、生物多様性条約（CBD）及び砂漠化対処条約（UNCCD）の目標に対する我々のコミットメントを再表明する。
2. 我々は、生物多様性の保全、保護、持続可能な利用及び回復がSDGsの達成及び生物多様性の損失を食い止め、反転させることが不可欠であることを強調する。我々は、「国連生態系の回復の10年」（2021-2030年）による、2050年までに「自然と共生する世界」というビジョンを達成するための特別な推進力を歓迎する。現在進行中の多国間交渉を予断することなく、また各国の優先事項や政策に従って、生物多様性に関する「愛知目標」を達成するために各国が様々な進展を遂げていることを認識し、我々は、野心的で、バランスのとれた、実用的で、効果的かつ強固なポスト2020生物多様性枠組を、実施するための努力を引き続き支持し、全ての生物多様性条約の締約国に採択を呼び掛け、また、生物多様性に関する2050年ビジョンを達成するために必要な変革を促進するため、必要に応じて、責任、報告の強化を含む透明性、及び支援メカニズムの実施強化を引き続き奨励し、支援する。いくつかのG20メンバー及びその他の国は、「リーダーによる自然への誓約」を支持しており、いくつかの国は、少なくとも陸地の30%、世界の海洋の30%が、2030年までによく連結された保護地域とその他の効果的な地域をベースとする保全手段によるシステムを通じて保全又は保護されることに自発的にコミットしている。自発的なコミットメントをしたG20メンバー国は、他の国々が同様に野心的なコミットメントを行うことを奨励し、支持する。
3. 我々は、人間における一部の新興感染症や人獣共通感染症の潜在的な根本原因の一部が、生物多様性の損失、土地の劣化、気候変動を促進する原因と同じであり、そのような原因を対象とすることでパンデミックのリスクを下げることを認めることができることを認識する。我々は、2020年 IPBES 生物多様性とパンデミックに関するワークショップ報告書の科学的貢献に留意する。我々は、ワン・ヘルス・アプローチやその他の包括的なアプローチを、全ての関連する政策や意思決定プロセスに統合し、また、優れた安全性、人獣共通感染症の波及、将来のパンデミックを含む課題に対処することにコミットする。我々は、WHO、FAO、OIE、UNEPによるワン・ヘルスに関する専門家パネル（OHHLEP）の設立を歓迎し、さらなる緊密な連携と協力を奨励する。
4. 我々は、違法伐採や野生生物の違法取引に加え、環境悪化、汚染、生物多様性の損失、土地劣化と砂漠化、森林劣化と森林減少及び気候変動の原因となる、違法・無報告・無規制（IUU）漁業や廃棄物の違法取引などその他の有害な活動を含む、自然に対する違法な脅威や環境に影響を与える犯罪を終わらせるための努力

を再表明し、強化していくことを決意している。同時に、我々は、金融活動作業部会のグローバルな基準と勧告を実施することを含め、環境に影響を与える犯罪に由来する不正な資金の流れと闘うために、関係閣僚との協力を強化する。

5. 我々は、以下のような方法で2030年アジェンダに沿って「より良い復興 (Building forward better)」に努める：経済や社会が依存している我々の自然生態系を保護、保全、回復する；持続不可能な森林管理、砂漠化、森林や土地の劣化など、生息地や生物多様性の損失を助長せず、防止する；包括的で持続可能かつ公正な低炭素経済への移行を加速させる；気候変動の影響に対するコミュニティの強靭性を高める；各国の優先事項や状況に応じて循環型アプローチによる資源効率性を高める。さらに、ポストコロナの枠組みにおいて、生物多様性の損失、土地劣化、気候変動が、より幅広い環境的に持続可能で包摂的で復興計画や行動の一環として、共に取り組まれるように努める。

V. 我々の海洋に関する行動の呼びかけ

12. 我々は、大気中の排出量の増加、気候変動、その他の人為的なストレス要因の悪影響により、我々の海洋の健全性が深刻なリスクにさらされていることを深く憂慮する。我々は、気候変動への適応と緩和のための行動を含む、海洋、海、海洋資源の保全、保護、回復、持続可能な利用のための行動を、国連海洋法条約(UNCLOS)に反映された適用可能な国際法と整合的に、あらゆるレベルで強化することを求める。我々は、「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」(2021-2030年)を歓迎し、その目標を支持するとともに、特に行動のための協調的な海洋科学が必要であることを認識する。我々は、G20議長国サウジアラビアの下で立ち上げられた世界サンゴ礁研究開発促進プラットフォームへの支持を再確認し、熱帯・冷水域のサンゴ礁やその他の主要な海洋・沿岸の生態系や生息地の保全、保護、回復、持続可能な利用のための行動を強化することを求める。我々は、地域的側面の役割を促進し、地域海条約・行動計画(RSCAP)及び地域漁業管理機関(RFMO)が他の権能を有するアクターとともに、新たな課題に対処し、全ての適切なレベルでの海洋関連のSDGsの達成を支援するために、協力と調整を強化することを奨励する。
13. 我々は、過剰漁獲、違法、無報告、無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行、またIUU漁業、過剰漁獲・過剰漁獲能力につながる漁業補助金が、我々の海の健全性と海洋資源の持続可能性に対する深刻な脅威であり続けていることを認識する。我々は、SDG14.6に沿って、有害な漁業補助金に対して効果的な規律を伴う意味のある合意に達するために、現在行われているWTOの漁業補助金交渉を支持する。我々は、SDG14のターゲット及び関連する国際法に従って、IUU漁業を終わらせるというG20大阪首脳宣言で表明された我々のコミットメントを再確認する。我々はまた、関連する国際文書の効果的な実施に取り組みつつ、生物多様性を含む海洋環境を保全し、海洋資源の持続可能な利用を確保することにコミットする。
14. 我々は、国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全及び持続可能な利用に関し、UNCLOSの下の野心的でバランスのとれた国際的な法的拘束力を有する文書に向けた継続中の交渉を進展させることの重要性を強調する。国際海底機構(ISA)の文脈において、我々は、予防的アプローチに沿った、海洋環境の効果的な保護をもたらす国際海底鉱物資源の開発に関する規則の策定を支持する。
15. 南極条約システムの文脈において、我々は、海洋保護区(MPA)が、特に東南極、ウェッデル海及び南極半島において、条約区域を代表する繊細な生態系を保護するための強力なツールとして機能しうることを認識しつつ、南極海洋生物資源の保存に関する委員会(CCAMLR)の長年にわたるコミットメントを全面的に支持し、その実施に向けた更なる進展を奨励する。

VI. 海洋プラスチックごみへの取組の再認識

16. 我々は、海洋ごみ、特に海洋プラスチックごみが、とりわけ海洋生態系、沿岸域、漁業、及び観光に与える深刻な影響を認識し、G20海洋ごみ行動計画、G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組、及び大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実施へのコミットメントを再確認する。我々は、日本がとりまとめた、G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組に関する第3次報告書を歓迎し、G20以外の国及びその他ステークホルダーと協力しながら、グローバルレベルで取り組むというコミットメントを再確認する。我々は、UNEA 決議3／7により設置され、UNEA5.2に向けてUNEA 決議4／6で延長された「海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する専門家会合（AHEG）」の活動を歓迎し、海洋プラスチックごみに対処するための、既存の手段や多様なステークホルダーの関与の強化並びに新たな国際的な合意又は手段の策定といった提案されたオプションについて、UNEA5.2の機会に決定的な一歩を踏み出すことを目指し、議論に全面的に関与する。

17. 我々はまた、関連するステークホルダー、組織、イニシアティブと協力して、全ての国による国内、地域、国際的な取組に基づいて、陸域源の不適切な管理や、ゴースト・ギア（Ghost Gear）としても知られる逸失・投棄漁具を含む、海洋プラスチックごみの発生源に取り組む行動の強化を呼びかける。我々は、廃棄物ヒエラルキーを遵守し、包括的なライフサイクル・アプローチを実施することにより、但し、これに限定されずにプラスチック汚染に対処する必要があることを認識し、また、一部の国・地域において国内での拡大生産者責任制度の実施が好影響を与えていることに留意する。我々は、不必要な使い捨てプラスチック製品を大幅に削減するために、国民の認識と教育及び適宜その他の行動の強化を促進する。また、プラスチック廃棄物の削減に努めるほか、適宜、関連する環境分野での多国間協定に沿って、プラスチック廃棄物の越境移動がプラスチックによる海洋汚染に寄与しないように働きかけていく。

10 IPCC 第6次評価報告書 第1作業部会報告書
気候変動2021：自然科学的根拠
ヘッドライン・ステートメント (HS)

暫定訳 2021年8月20日版
(文部科学省及び気象庁)

A. 気候の現状

- A.1 人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。
- A.2 気候システム全般にわたる最近の変化の規模と、気候システムの側面の現在の状態は、何世紀も何千年もの間、前例のなかったものである。
- A.3 人為起源の気候変動は、世界中の全ての地域で、多くの気象及び気候の極端現象に既に影響を及ぼしている。熱波、大雨、干ばつ、熱帯低気圧のような極端現象について観測された変化に関する証拠、及び、特にそれらの変化を人間の影響によるとする原因特定に関する証拠は、第5次評価報告書 (AR5) 以降、強化されている。
- A.4 気候プロセス、古気候的証拠及び放射強制力の増加に対する気候システムの応答に関する知識の向上により、AR5よりも狭い範囲で、3℃という平衡気候感度の最良推定値が導き出された。

B. 将来ありうる気候

- B.1 世界平均気温は、本報告書で考慮した全ての排出シナリオにおいて、少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続ける。向こう数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に、地球温暖化は1.5℃及び2℃を超える。
- B.2 気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大する。この気候システムの変化には、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における農業及び生態学的干ばつの増加、強い熱帯低気圧の割合の増加、並びに北極域の海水、積雪及び永久凍土の縮小を含む。
- B.3 継続する地球温暖化は、世界全体の水循環を、その変動性、世界的なモンスーンに伴う降水量、降水及び乾燥現象の厳しさを含め、更に強めると予測される。
- B.4 二酸化炭素 (CO₂) 排出が増加するシナリオにおいては、海洋と陸域の炭素吸収源が大气中の CO₂蓄積を減速させる効果は小さくなると予測される。
- B.5 過去及び将来の温室効果ガスの排出に起因する多くの変化、特に海洋、氷床及び世界海面水位における変化は、百年から千年の時間スケールで不可逆的である。

C. リスク評価と地域適応のための気候情報

- C.1 自然起源の駆動要因と内部変動は、特に地域規模で短期的には人為的な変化を変調するが、百年単位の地球温暖化にはほとんど影響しない。起こりうる変化全てに対して計画を立てる際には、これらの変調も考慮することが重要である。
- C.2 より一層の地球温暖化に伴い、全ての地域において、気候的な影響駆動要因 (CIDs) の同時多発的な変化が益々経験されるようになると予測される。1.5℃の地球温暖化と比べて2℃の場合には、いくつかのCIDsの変化が更に広範囲に及ぶが、この変化は、温暖化の程度が大きくなると、益々広範囲に及ぶ又は顕著に、あるいは益々広範囲に及ぶとともに顕著になるだろう。
- C.3 氷床の崩壊、急激な海洋循環の変化、いくつかの複合的な極端現象、将来の温暖化として可能性が非常に高いと評価された範囲を大幅に超えるような温暖化など、「可能性の低い結果」も、排除することはできず、リスク評価の一部である。

D. 将来の気候変動の抑制

- D.1 自然科学的見地から、人為的な地球温暖化を特定の水準に制限するには、CO₂の累積排出量を制限し、少なくともCO₂正味ゼロ排出を達成し、他の温室効果ガスも大幅に削減する必要がある。CH₄排出の大幅な、迅速かつ持続的な削減は、エアロゾルによる汚染の減少に伴う温暖化効果を抑制し、大気質も改善するだろう。
- D.2 温室効果ガス（GHG）排出が非常に少ない又は少ないシナリオ（SSP1-1.9及びSSP1-2.6）は、GHG排出が多い又は非常に多いシナリオ（SSP3-7.0又はSSP5-8.5）と比べて、温室効果ガスとエアロゾルの濃度及び大気質に、数年以内に識別可能な効果をもたらす。これらの対照的なシナリオ間の識別可能な差異は、世界平均気温の変化傾向については約20年以内に、その他の多くの気候的な影響駆動要因についてはより長い期間の後に、自然変動の幅を超え始めるだろう（確信度が高い）。

累積CO₂排出が多いシナリオほど、陸域と海洋の炭素吸収源に吸収されるCO₂排出量の割合が小さくなる

5つの例示的なシナリオにおいて、1850～2100年に陸域と海洋が吸収（着色）及び大気中に残留（灰色）した累積CO₂排出量の総量

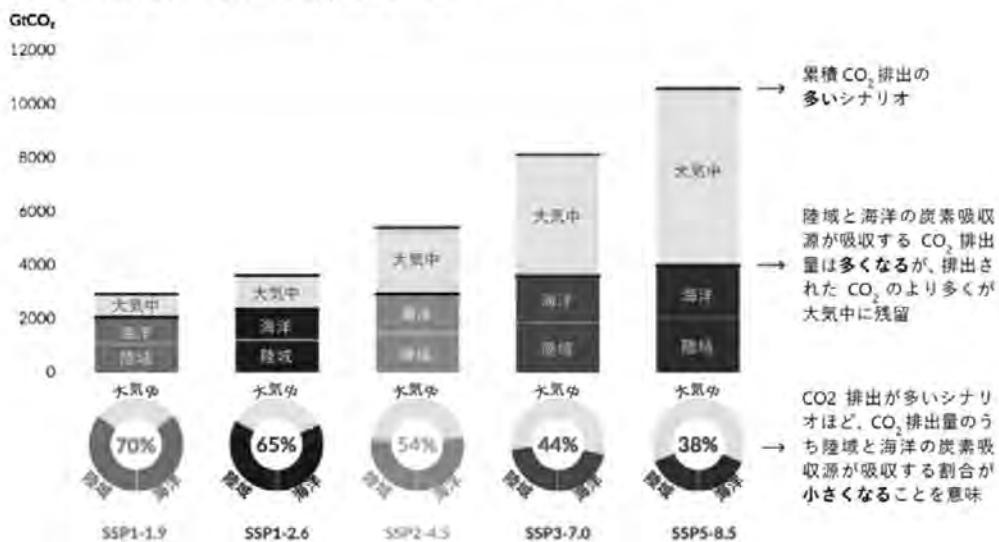


図 SPM.7：5つの例示的なシナリオにおける、2100年までに陸域と海洋に吸収される累積人為起源CO₂排出量(出典：IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書 政策決定者向け要約 (SPM)の暫定訳)

11 G20ローマ・サミット G20ローマ首脳宣言（骨子）

前文

- G20首脳は、パンデミックによって発生した、国際保健危機や経済危機を克服することにコミット。
- 最も脆弱な人々のニーズに特別な関心を払いながら、パンデミックへの我々の共通の対応を更に強化することに合意。
- 気候変動に対応するための共通のビジョンに合意。

世界経済

- 世界の経済活動は強固なペースで回復しているが、引き続き各国間・各国内で大きく差異があり、新たな変異株の拡大の可能性やワクチン接種ペースの違いなどの下方リスクが存在。必要とされる間は、全ての利用可能な政策手段を用いるとの決意を継続。

経済回復及び雇用

- 安全で、安価で、質が高くかつ有効なワクチン、治療薬、診断薬への適時、公平かつ普遍的なアクセスを確保するための努力を推進。
- 全ての国において、2021年末までに少なくとも人口の40%、2022年中頃までに人口の70%にワクチンを接種するという世界全体の目標に向けた進歩を促すための措置をとる。
- COVAX を含む ACT アクセラレータのすべての柱への支持を再確認。ACT アクセラレータのマニフェストを2022年まで延長することを支持。
- G20としての集団的な取組として、ワクチン、治療薬及び診断薬の供給と、アクセスを増大することにコミット。
- グローバル・ヘルス・ガバナンスの強化にコミット。十分かつ持続可能な形で資金提供を受けた WHO による、主導的かつ調整的な役割を強化するために進行中の作業を支持。
- 財務省及び保健省の間の連携体制の発展、パンデミックの予防、備え及び対応のための資金の効果的な管理の奨励等を目的とする、「G20 財務・保健合同タスクフォース」を設立。同タスクフォースでは、金融ファシリティを設置する方途についても検討。
- 保健に関する持続可能な開発目標（SDGs）、特にユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成するための我々のコミットメントを再確認。
- ワン・ヘルス・アプローチを追求することにコミット。
- 新型コロナウイルスにとどまらない、保健サービスの継続を確保することや、国家保健システムやプライマリー・ヘルスケア・サービスを強化することの重要性を再確認。
- エイズ、結核及びマラリアと戦うためのイニシアティブを引き続き支持。

持続可能な開発

- 公平性を増進させ、全ての SDGs の進捗を加速できるような、世界中で持続可能、包摂的、強靱な復興を支援するためのグローバルな対応へのコミットメントを再確認。

脆弱国への支援

- 国際通貨基金（IMF）の特別引出権（SDR）の自発的な融通について、最もニーズのある国のために世界合計で1,000億ドルを自発的に貢献するという野心に向けた、約450億ドル相当の最近のプレッジを歓迎。
- 「DSSI 後の債務措置に係る共通枠組」を適時かつ秩序だった方法で連携して実施するための取組を強化することにコミット。債務国に一層の確実性を与え、IMF と国際開発金融機関（MDBs）による資金支援の

迅速な提供を促進。

- 債務の透明性の向上に引き続き取り組むための、民間債権者を含む全ての関係者による協働の重要性を確認。

国際金融アーキテクチャ

- 長期的な金融の強じん性を高め、包摂的な成長を支えるとのコミットメントを再確認。

食料安全保障、栄養、農業及び食料システム

- 誰も置き去りにせず、すべての人のための食料安全保障及び適切な栄養摂取を実現することにコミット。マテラ宣言及びその行動の呼びかけを承認。

環境

- 2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させるための行動を強化することにコミット。生物多様性条約（CBD）締約国に対し、第15回締約国会議（COP15）における「ポスト2020生物多様性枠組」の採択を呼びかけ。
- 自主的に2040年までに土地劣化を50%削減させるという共通の野心を再確認し、2030年までに土地劣化の中立性を実現すべく努力。2030年までに世界の陸地・海洋それぞれの少なくとも30%が保全または保護されることを確保するために実施している取組を認識。他国も同様の野心的なコミットメントをすることを奨励、支持。
- 自然資源の保存、保護及び持続可能な利用を確保するための取組を追求し、過剰漁獲を終わらせるための具体的な措置を講じ、違法・無報告・無規制（IUU）漁業を終わらせるというコミットメントの実現に取り組む。
- 「自然を活用した解決策または生態系を活用したアプローチ」の実施を拡大、奨励。
- 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に沿って、海洋プラスチックごみに対処するというコミットメントを再確認。
- 1兆本の木を共に植えるという野心的な目標を共有。民間部門及び市民社会の関与の下、このグローバルな目標を2030年までに達成すべく他の国にG20の取組に参画することを要請。

都市及び循環経済

- 資源効率性の増大にコミットし、持続可能な開発を実現する要素としての都市の重要性や、都市の文脈における持続可能性、健全性、強じん性、福祉を向上させる必要性を認識。
- 循環経済のアプローチも採用すること等により、持続可能な消費と生産の形態の実現に向けた取組を強化し、気候変動の緩和と適応のための現地における行動を支援。

エネルギー及び気候

- 気候変動という重大で緊急の脅威に対処し、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第26回締約国会議（COP26）の成功に向けて共に取り組むことにコミット。
- 1.5℃の気候変動の影響は、2℃の場合よりもはるかに低いことを認識。1.5℃に抑えることを射程に入れ続けるためには、長期的な野心と短・中期的な目標とを整合させる明確な国別の道筋の策定を通じ、全ての国による意味のある効果的な行動及びコミットメントが必要。
- G20メンバーがこの10年にさらなる行動をとり、必要に応じて2030年の国が決定する貢献（NDC）を策定・実施・更新・強化し、今世紀半ば頃までに、人為的な排出量と吸収源による除去量の均衡を達成することと整合的である、明確かつ予測可能な道筋を定めた長期戦略（LTS）を策定することにコミット。
- 特に発展途上国において、万人のためのクリーンエネルギーへのアクセスを確保することを含め、費用同等性と商業的実現性の迅速な達成を支援するために協働。

- 途上国のニーズに対応するため、今後2025年にかけて毎年、そして2020年までにも共同で毎年1,000億米ドルの動員という、先進国によるコミットメントを想起かつ再確認し、可能な限り速やかにその目標を完全に達成することの重要性を強調。
- 2025年までに、国際的な公的な気候資金の貢献を全体として増加及び改善するという、いくつかのG20メンバーによる新しいコミットメントを歓迎。その他の国による新しいコミットメントに期待。
- 温室効果ガス排出量を全体として大幅に削減することにコミット。メタンガスの削減が気候変動とその影響を抑制するための最も迅速で、実行可能で、最も費用対効果の高い方法の一つとなり得ることを認識。
- 無駄な消費を助長する非効率な化石燃料補助金を、中期的且つ段階的に廃止・合理化するための努力を向上させ、この目標を達成することをコミット。
- 気候とエネルギーの間に密接な関係があることを認識し、エネルギー部門におけるエネルギー強度を削減することにコミット。
- 低炭素な電力システムに向けた移行を可能にするため、持続可能なバイオエネルギーを含むゼロ炭素又は低炭素排出及び再生可能な技術の展開及び普及に関して協力。これは、排出削減対策が講じられていない新たな石炭火力発電所への投資をフェーズアウトさせていくことにコミットする国々が、可能な限り早くそれを達成することを可能にする。
- グリーンで、包摂的で、持続可能なエネルギー開発を支援するために、国際的な公的及び民間資金の動員にコミット。
- 排出削減対策が講じられていない海外の新規の石炭火力発電に対する国際的な公的資金の提供を2021年末までに終了。
- ここ何年ものトレンドを考慮しつつ、エネルギー市場の進化を注視し続け、国際エネルギー・フォーラム(IEF)と連携して、生産者と消費者の間の対話を促進。開放的で競争的かつ自由な国際エネルギー市場を促進するとともに、エネルギー安全保障と市場の安定性を強化するための道筋を模索しつつ、様々な供給源、供給者、ルートからのエネルギーの途絶のない流れを維持することの重要性を強調。
- クリーンエネルギーへの移行には、様々な側面を統合した、エネルギー安全保障に関する理解の向上が必要であることに留意。

移行及びサステナブル・ファイナンスのための政策

- 気候変動から生じるマクロ経済リスク、緩和・適応政策のマクロ経済・分配面への影響等について、より体系的な分析を実施することの重要性に同意。
- サステナブル・ファイナンスは、よりグリーンで持続可能な経済と包摂性のある社会への秩序ある公正な移行を促進するために極めて重要。サステナブル・ファイナンス作業部会(SFWG)の設立を歓迎し、G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップ及び統合レポートを承認。

国際課税

- OECD/G20「BEPS 包摂的枠組」が公表した最終的な政治的合意は、より安定的で公正な国際課税制度を確立する歴史的な成果。2023年に新たな課税ルールがグローバルなレベルで発効することを確保するため、モデル規定と多国間協定を迅速に策定することを要請。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメント

- ジェンダー平等へのコミットメントを再確認。無償ケア労働やジェンダーに基づく暴力を始めとする、パンデミックにより不均衡に影響を受けた女性と女兒の諸問題の解決に向けて取り組むことにコミット。
- 女性の経済代表性向上のための民間アライアンス(EMPOWER)の活動を歓迎するとともに、女性経営の中小企業を支援するための重要なパートナーシップとして、女性起業家資金イニシアティブ(We-Fi)を認識。

雇用及び社会的保護

- 安全で健康的な労働条件、全ての人のためのディーセント・ワークを確保するために、人間を中心とした政策アプローチを採用。
- リモート・ワーカーやプラットフォーム・ワーカーの適正な労働条件の確保に取り組み、規制の枠組を新たな労働形態に適応させるために努力。

教育

- 女性、女児及び脆弱な状況に置かれた生徒に注意しつつ、質の高い教育への全ての者によるアクセス確保にコミット。
- 持続可能な開発に向けた教育の重要な役割を認識。

移住及び強制移動

- パンデミックへの対応と回復に取り組む上で、移民労働者を含む移民及び難民の完全な包摂を支援するために前進することにコミット。
- 非正規移住の流れと移民を密入国させることの防止の重要性を認識。

交通及び往来

- 国際的な往来を安全かつ秩序だった方法で再開させるために努力。シームレスな往来を確保するために共有された基準が適当であると認識。

金融規制

- ノンバンク金融仲介の強じん性を強化することにコミットし、マネー・マーケット・ファンドの強じん性を強化するための政策提案に関する金融安定理事会（FSB）の最終報告書を承認。
- FSBの報告書において設定された、クロスボーダー送金の4つの課題（コスト、スピード、透明性、アクセス）に2027年までに対処するためのグローバルな定量目標を承認。

貿易及び投資

- 開かれた、公正で、公平で、持続可能で、無差別かつ包摂的な法に基づく多角的貿易体制の役割の重要性と、WTOを中心とした、体制強化へのコミットメントを確認。
- WTOの全機能を改善しつつ必要な改革を担うため、すべてのWTO加盟国と積極的にかつ建設的に取り組んでいくことに引き続きコミット。
- 公正な競争の重要性を強調し、好ましい貿易及び投資環境を育成するため、公平な競争条件の確保に引き続き取り組む。

インフラ投資

- 回復の段階における質の高いインフラ投資の不可欠な役割を認識。
- 「インフラのメンテナンスに関するG20政策アジェンダ」を承認。
- 「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に関する作業を引き続き推進。

生産性

- 「G20政策オプション・メニュー—デジタル・トランスフォーメーションと生産性回復—」を承認。
- 回復を支えるために、優れたコーポレート・ガバナンスの枠組及びよく機能する資本市場が重要であることを認識。「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」の見直しに期待。

デジタル経済、高等教育及び研究

- 世界の回復と持続可能な開発を実現させる鍵として、技術及びイノベーションの役割を認識。
- 信頼性のある自由なデータ流通及び国境を越えたデータ流通の重要性を認識。

金融包摂

- 脆弱で十分なサービスを受けられない社会の層のデジタル金融包摂を強化し、金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（GPFI）の取組を前進させるとのコミットメントを再確認。

データ格差

- 考え得る新たな G20 データギャップ・イニシアティブに向けた取組に留意し、そのさらなる発展に期待。
- アジャイルな規制枠組を促進し、人間中心で、能動的で、使いやすく全ての人にアクセス可能な公的なデジタル・サービスを提供。
- 2025年までに全ての人のための連結性に向けた普遍的で、手頃なアクセスを促進。
- 研究及び労働力が、その能力を急速に展開するデジタル環境に適応させることを確保するための取組を強化。
- デジタル・タスクフォースを作業部会へ移行することを歓迎。

観光

- パンデミックにより最も大きな影響を受けた観光部門において、迅速で、強じん度、包摂的で、持続可能な回復を引き続き支援。

文化

- 持続可能な開発の原動力として、また経済・社会の強じん性及び再生を促進させる上で、文化が果たす役割を強調。

腐敗対策

- 公的部門及び民間部門における腐敗に対するゼロ・トレランス及び腐敗に対するグローバルな闘いにおける共通目標の達成へのコミットメントを新たにし、「腐敗対策行動計画2022-2024」を採択。
- G20諸国が、外国公務員に対する贈賄を含む贈収賄を犯罪化する関連する義務を遵守するために、規制及び法律を適合させ、国内外の贈収賄を効果的に防止、発見、捜査、起訴及び制裁するための取組を強化することを確保。全ての G20 諸国が OECD 外国公務員贈賄防止条約を遵守する可能性を期待。
- 実質的支配者の透明性を向上させるための金融活動作業部会（FATF）勧告の強化への支持を確認し、特に FATF の報告書の結果に基づいて行動することで、環境犯罪からのマネーロンダリングと闘うことを各国に要請。

結語

- 今後は、2022年にインドネシア、2023年にインド、2024年にブラジルで G20 サミットを開催予定。

(了)

12 グラスゴー気候合意

(環境省暫定訳)

締約国会議は、

決定1/CP.19、1/CP.20、1/CP.21、1/CP.22、1/CP.23、1/CP.24、及び1/CP.25を想起するとともに、

決定1/CMP.16及び決定1/CMA.3に留意し、

多国間主義及びこの条約（そのプロセスと原則を含む。）の役割、並びに持続可能な開発及び貧困撲滅に向けた努力の文脈における気候変動及びその影響への対処における国際協力の重要性を認め、

特に開発途上締約国との連帯を示しつつ、2019年のコロナウイルス感染症の壊壊的な影響、及び持続可能かつ強靱で包摂的な世界全体の復興を確保することの重要性を確認し、

1994年以降、この条約、京都議定書及びパリ協定の文脈も含め、気候変動に関する国際連合枠組条約の多国間プロセスを通じて得られた重要な前進を認め、

気候変動が人類共通の関心事であり、締約国が、気候変動に対処するための行動をとる際に、人権、健康についての権利、先住民の権利、地域社会、移民、子供、障がい者及び影響を受けやすい状況にある人々の権利並びに開発の権利に関するそれぞれの締約国の義務の履行、並びに男女間の平等、女性の自律的な力の育成及び世代間の衡平を尊重し、促進し、及び考慮すべきであることを確認し、

気候変動に対処するための行動を起こす際に、すべての生態系（森林、海洋及び雪氷圏を含む。）の本来のままの状態における保全及び生物多様性の保全（「母なる地球」として一部の文化によって認められるもの）を確保することの重要性に留意し、並びに「気候の正義」の概念の一部の者にとっての重要性に留意し、

グラスゴーにおける世界リーダーズサミットに参加した国家及び政府の首脳に対し、また引き上げられた目標及び行動の表明、並びに2030年までに部門毎の行動を加速させるための非締約国関係者との協力に関する約束に関し謝意を表明し、

気候変動への対処及び対応における先住民、地域社会及び市民社会（若者や子供を含む。）の重要な役割を認めるとともに、多くのレベルでの協力的な行動が緊急に必要なことを強調し、

社会的及び環境的セーフガードを確保しつつ、気候変動及び生物多様性の損失という相互に結びついた世界全体の危機、並びに自然及び生態系の保護、保全及び回復が、気候変動への適応及び緩和のための利益をもたらすにあたり重要な役割を果たすことを認め、

I. 科学と緊急性

1. 効果的な気候行動及び政策立案のためには、利用可能な最良の科学が重要であることを認める。
2. 気候変動に関する政府間パネル第6次評価報告書への第1作業部会報告書¹、及び世界気象機関による気候の状態に関する最近の世界全体及び地域の報告書を歓迎し、2022年の科学上及び技術上の助言に関する補助機関に今後の報告書を提出することを気候変動に関する政府間パネルに招請する。

3. 人間活動がこれまでに約1.1℃の温暖化を引き起こしていること、及び影響が既にすべての地域で感じられていることに、警告と最大限の懸念を表明する。
4. 現在の努力とこの条約の究極的な目標及びその世界全体の長期的な目標を追求した道筋との隔たりに対処するため、この決定的な10年間における緩和、適応及び資金に関連する野心及び行動を強化することの緊急性を強調する。

II. 適応

5. 気候変動に関する政府間パネル第6次評価報告書への第1作業部会報告書から得られた見解（気候及び気象の極端な事象並びにそれらの人間と自然に対する悪影響が追加的な気温上昇と共に増加し続けることを含む）に深刻な懸念をもって留意する。
6. 開発途上締約国の優先事項とニーズを考慮しつつ、利用可能な最良の科学に従って、気候変動に対する適応能力を高め、強靭性を強化し、脆弱性を低減するため、資金、能力構築及び技術移転を含む行動と支援の規模を拡大することの緊急性を強調する。
7. これまでに提出された国別適応計画は、適応行動と優先事項の理解と実施を促進するものであり、歓迎する。
8. 適応策を地方、国、地域の計画にさらに統合することを締約国に強く求める。
9. 締約国会議第27回会合（2022年11月）に対し、第6次評価報告書への第2作業部会報告書からの見解（適応に関するニーズの評価に関係する見解を含む。）を提示することを気候変動に関する政府間パネルに招請するとともに、気候変動の世界全体及び局所的な影響、対応の選択肢、並びに適応に関するニーズへの理解を深めることを研究者社会に求める。

III. 適応資金

10. 開発途上締約国における気候変動の影響の悪化に対応するためには、現在の適応のための気候資金の供与が依然として不十分であることに懸念を持って留意する。
11. 国別適応計画の策定及び実施を含め、世界全体の取組の一環として開発途上締約国のニーズに対応するために、適応のための気候資金、技術移転及び能力構築の提供の規模を緊急かつ幅に拡大することを先進締約国に強く求める。
12. 適応に特化した支援を提供する適応基金の価値を含め、適応資金の適切性と予見可能性の重要性を認める。
13. 適応基金及び後発開発途上国基金への拠出を含め、開発途上締約国の適応を支援するため、その増大するニーズに対応し、適応を支援するための気候資金の供与を増やすとの多くの先進締約国による最近の約束は、従前の努力と比較して大きな進捗を示しており、これを歓迎する。
14. 特に適応のための気候計画達成に必要な規模の資金を供与するため、資金動員を強化することを国際開発金融機関、その他の金融機関及び民間部門に求めるとともに、民間の資金源から適応資金を動員するための革新的な取組及び措置を引き続き検討することを締約国に奨励する。

IV. 緩和

15. 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること、及びその気温上昇を工業化以前より摂氏1.5度高い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスク及び影響を大幅に軽減することを認めつつ、継続するという世界全体の長期的な目標を再確認する。
16. 気候変動の影響は、摂氏1.5度の気温上昇の方が摂氏2度の気温上昇に比べてはるかに小さいことを認め、気温上昇を摂氏1.5度に制限するための努力を継続することを決意する。

¹ 気候変動に関する政府間パネル。2021・2021年の気候変動。The Physical Science Basis. Contribution of Working Group I to the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネルの第6次評価報告書へのワーキンググループIの貢献）。V Masson-Delmotte, P Zhai, A Pirani, et al (eds.) Cambridge: Cambridge: Cambridge University Press. <https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg1/>で入手可能。

17. また、世界全体の温暖化を摂氏1.5度に制限するためには、世界全体の温室効果ガスを迅速、大幅かつ持続可能な削減する必要があること（2010年比で2030年までに世界全体の二酸化炭素排出量を45%削減し、今世紀半ば頃には実質ゼロにすること、及びその他の温室効果ガスを大幅に削減することを含む）を認める。
18. さらに、このためには、利用可能な最良の科学的知識と衡平に基づき、各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を反映するとともに持続可能な開発及び貧困撲滅の努力の文脈において、この決定的な10年における行動を加速させる必要があることを認める。
19. メタンを含む二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量を2030年までに削減するための、さらなる行動を検討することを締約国に招請する。
20. 各国の事情に照らした最貧者及び最脆弱者を対象とした支援を提供し、また、公正な移行に向けた支援の必要性を認識しつつ、クリーン電力の実装と省エネルギー措置（排出削減対策の講じられていない石炭火力発電の通減（フェーズダウン）と非効率な化石燃料補助金のフェーズアウトに向けた努力を加速させることを含む）の急速な拡大によるものを含む低排出なエネルギーシステムへの移行に向けた技術の開発、実装、普及及び政策の採用を加速することを締約国に求める。
21. 社会的及び環境的セーフガードを確保しつつ、自然及び生態系（森林並びに陸域及び海洋生態系を含む）を、この条約の長期的な世界全体の目標を達成するために温室効果ガスの吸収源や貯蔵庫として機能させるとともに生物多様性を保護することにより、保護、保全及び回復することの重要性を強調する。

V. 緩和及び適応のための資金、技術移転、並びに能力構築

22. 先進締約国に対し、この条約に基づく既存の義務を継続するものとして、緩和及び適応の両方に関して開発途上締約国を支援するため、強化された支援（資金源、技術移転、能力構築を含む。）を供与することを先進締約国に強く求めるとともに、自発的にそのような支援を供与又は継続して供与することを他の締約国に奨励する。
23. 特に、気候変動の影響が大きくなっていること及び2019年のコロナウイルス感染症拡大の結果として債務が増加していることとして債務が増加していることで、開発途上締約国のニーズが高まっていること途上締約国のニーズが高まっていることに懸念を持って留懸念を持って留意する。
24. 資金に関する常設委員会による、この条約及びパリ協定の実施に関連する開発途上締約国のニーズの特定に関する第1次報告書²、並びに気候変動資金フローの第4回隔年評価及び概要を³歓迎する。
25. 開発途上締約国への支援を年間1,000億米ドルを超えて大幅に増やすことを含め、パリ協定の目標達成に必要な水準に達するため、あらゆる資金源から気候資金を動員する必要があることを強調する。
26. 意味のある緩和行動及び実施の透明性の文脈において、2020年までに年間1,000億米ドルを共同で動員するという先進締約国の目標がまだ達成されていないことに深い憂慮をもって留意するとともに、多くの先進締約国が行った増額の約束並びに「気候資金実施計画：1,000億米ドルの目標達成」⁴及びそこに含まれる共同の行動を歓迎する。
27. 1,000億米ドルの実施目標を早急に、かつ2025年までに完全に達成することを先進締約国に強く求めるとともに、その約束の実施における透明性の重要性を強調する。
28. 気候行動への投資をさらに拡大することを資金供与の制度の運営組織、国際開発金融機関、その他の金融機関に強く求めるとともに、無償やその他の譲許性の高い形態の資金を含め、世界のあらゆる資金源からの気候資金の規模及び効果を継続的に高めることを強く求める。
29. 気候変動の悪影響に特に脆弱な国のニーズを考慮した、資金源の規模拡大の必要性を再度強調するとともに、この観点から、特別引出権を含む譲許的な資金源やその他の形態の支援の供与と動員に当たって、気候変動の脆弱性をどのように反映させるべきかを検討することを関連する多国間機関に奨励する。

² 文書文書 FCCC/CP/2021/10/Add.2-FCCC/PA/CMA/2021/7/Add.2を参照。

³ 文書文書 FCCC/CP/2021/10/Add.1-FCCC/PA/CMA/2021/7/Add.1を参照。

⁴ <https://ukcop26.org/wp-content/uploads/2021/10/Climate-Finance-Delivery-Plan-1.pdf>

30. 多くの開発途上締約国が直面している資金へのアクセスに関する課題を強調するとともに、資金供与の制度の運営組織等による資金へのアクセスを強化するための更なる努力を奨励する。
31. 譲許的な形態の気候資金へのアクセスの適格性及び能力に関して提起された特定の懸念に留意し、気候変動の悪影響に特に脆弱な開発途上締約国のニーズを考慮した上で、資金の規模を拡大して供与することの重要性を再度強調する。
32. 気候変動の悪影響に対する脆弱性を譲許的な資金の供与と動員にどのように反映するか、また、資金へのアクセスをどのように簡素化し、強化できるかを検討することを資金支援に関連する供与機関に奨励する。
33. この条約及びパリ協定の実施に向けた能力構築活動の一貫性と調整の強化に特に関連して、能力構築についての進捗を確認する。
34. 現在及び新たな能力構築のギャップとニーズの特定及び対処において引き続き開発途上締約国を支援すること、並びに気候行動とそれに対応する解決策を活性化することの必要性を認める。
35. 技術執行委員会及び気候技術センター・ネットワークの2020年及び2021年の合同年次報告書⁵を歓迎し、両機関に協力関係を強化することを招請する。
36. イノベーションを加速し、奨励し、可能にすることを含め、緩和・適応行動の実施のための技術開発・移転に関する協力を強化することの重要性、及び技術に関する制度に対する多様な財源からの予見可能で持続的かつ十分な資金供与の重要性を強調する。

VI. ロス&ダメージ（気候変動の影響に伴う損失及び損害）

37. 気候変動が既に損失及び損害を引き起こしており、今後もますます増加するであろうこと、また、気温の上昇に伴い、気候や天候の極端事象による影響や、緩やかに進行する事象が、これまで以上に社会的、経済的、環境的な脅威となることを確認する。
38. また、気候変動の悪影響に伴う損失及び損害を回避し、最小化し、対処するためには、先住民や地域社会を含む、地方、国、地域レベルの幅広い関係者が重要な役割を果たすことを確認する。
39. 気候変動の悪影響に特に脆弱な開発途上締約国において、気候変動の悪影響に伴う損失及び損害を回避し、最小化し、対処するための取組を実施するため、資金、技術移転、能力構築など、適切な行動及び支援の規模を拡大する緊急性を繰り返し述べる。
40. 先進締約国、資金メカニズムの運営組織、国際連合機関及び政府間組織、その他の二国間及び多数国間機関、非政府組織及び民間の資金源を含め、気候変動の悪影響に伴う損失及び損害に対処する活動に対し、強化され、追加された支援を提供するよう強く求める。
41. 気候変動の悪影響に伴う損失及び損害を回避、最小化、対処するための取組を実施する能力を構築する上で、需要に応じた技術支援の重要性を認める。
42. 気候変動の悪影響に伴う損失及び損害を回避し、最小化し、対処するためのサンティアゴ・ネットワークについて、その機能と制度的取極をさらに発展させるためのプロセスに関する合意を含め、さらなる運用化がなされることを歓迎する。
43. 決定文書 CMA.3の67-70及び73-74を支持する^{6,7}。
44. 気候変動の悪影響によって引き起こされるニーズの規模に対応するための一貫した行動の重要性を確認する。
45. 損失及び損害の回避、最小化、対処への取組を改善する方法について理解を深めるために、開発途上国と先進国、基金、技術機関、市民社会、地域社会との間のパートナーシップを強化することを決意する。

⁵ FCCC/SB/2020/4及びFCCC/SB/2021/5。

⁶ パリ協定第3回締約国会合の議題2(c)で提案された「グラスゴー気候合意」と題する決定書案。

⁷ なお、気候変動の影響に伴う損失及び損害に関するワルシャワ国際メカニズムのガバナンスに関する議論では成果が得られなかったが、これはこの問題のさらなる検討を妨げるものではないことを付記する。

VII. 実施

46. 2018年、2019年及び2020年に開催された2020年以前の実施と野心に関する締約国及び非締約国の関係者間の円卓会議は、2020年以前の期間における行動と支援に関連する締約国の努力と直面する課題、及びその期間における構成機関の作業に関する理解を強調し、深めることに役立ったことを想起する。
47. 未だ実行していないすべての締約国に対し、この条約に基づく未実施の約束を可能な限り早急に果たすよう非常に強く求める。
48. 特に排出が多い部門において、国家目標の達成及び実施に貢献する部門別行動の潜在性を解き放つために取られた行動を歓迎する。
49. この条約第4条8及び10に則り、対応措置の影響により最も経済的に影響を受ける締約国、特に開発途上締約国の懸念を考慮する必要性を認める。
50. また、温室効果ガスの吸収源や貯蔵庫としての役割、気候変動の影響に対する脆弱性の軽減、及び持続可能な生活の支援（先住民や地域社会に対するものを含む。）を含む、重要な役務を提供するために、生態系を保護、保全、回復することの重要性を認める。
51. 締約国に対し、国及び地方の政策並びに計画の決定において、上記50で言及された問題に対処するための統合的な取組をとることを奨励する。
52. 温室効果ガスについて低排出型であり、気候に対し強靱である開発に向けた方針に資金の流れを適合させること技術の実装及び移転、開発途上締約国への支援の提供を含む。）を含め、持続可能な開発と貧困の撲滅、働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）及び質の高い雇用の創出を促進する公正な移行を確保する必要性を認める。

VIII. 協働

53. この条約の目的とパリ協定の目標に向けた進捗に貢献する文脈において、社会のすべての主体、部門、地域にわたる、技術的進歩を含む革新的な気候行動に関する国際協力の重要性を認める。
54. この条約第3条5及び、気候変動に対処し、持続可能な経済成長と開発を支援するための協力の重要性を想起する。
55. この条約の目的及びパリ協定の目標に向けた前進への貢献において、市民社会、先住民、地域社会、若者、子供、地方政府、地域政府を含む非締約国の関係者が有する重要な役割を認める。
56. 野心向上のための世界全体の気候行動のための⁸マラケシュ・パートナーシップの改善、ハイレベル・チャンピオンの指導力と行動、及び自主的なイニシアティブの説明責任と進捗状況の追跡を支援するための気候行動のための非政府主体気候行動プラットフォームに関する事務局の作業を歓迎する。
57. また、地域気候ウィーク⁹に関するハイレベルコミュニケを歓迎するとともに、締約国及び非締約国の関係者が地域レベルで気候変動に対する信頼性と持続性のある対応を強化することができるよう、地域気候ウィークの継続を奨励する。
58. さらに、適応及び緩和行動を強化する方法を検討するための海洋と気候変動に関する対話並びに土地と気候変動適応関連事項との関係に関する対話について、科学上及び技術上の助言に関する補助機関の議長による非公式な要約報告を歓迎する。
59. 上記58で言及された土地と気候変動適応関連事項との関係に関する対話の報告書⁷⁵に示された気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）の既存プログラム及び活動の下で、土地に関する気候変動行動を強化する方法に関する意見を提出することを締約国に招請するとともに、これに関する非公式な要約報告書を作成し、第27回締約国会議で利用できるようにすることを科学上及び技術上の助言に関する補助機関の議長に要請する。
60. 既存の権限及び作業計画の下で海洋に基づく行動を統合かつ強化する方法を検討すること、及び、適当な場

⁸ <https://unfccc.int/sites/default/files/resource/Improved%20Marrakech%20Partnership%202021-2025.pdf>.

⁹ <https://unfccc.int/regional-climate-weeks/rcw-2021-cop26-communicue>.

合には既存の報告過程においてこれらの活動を報告することを、UNFCCCに基づく関連作業計画及び構成機関に招請する。

61. また、科学上及び技術上の助言に関する補助機関の第56回会合（2022年6月）から、海洋に基づく行動の強化を目的とした年次対話を開催すること及び同会合に関する非公式の要約報告書を作成するとともに締約国会議の次回会合に利用可能とすることを上記機関の議長に招請する。
62. 人権、男女間の平等及び女性の自律的な力の育成に関するそれぞれの締約国の義務を尊重、促進、考慮する「気候エンパワーメントのための行動に関するグラスゴー作業計画」の実施を速やかに開始することを締約国に強く求める。
63. 子供及び若者の非政府組織の構成員が主催し、2021年10月にグラスゴーで開催された第16回ユース会議、及び2021年9月にイタリアが主催したイベント「気候のための若者2021：野心の推進」の成果に謝意を表明する。
64. この条約及びパリ協定に基づく意思決定を含め、多国間、国家及び地方の意思決定過程における若者の有意義な参加及び代表権を確保することを締約国及び関係者に強く求める。
65. 事務局の支援を得て、「気候エンパワーメントのための行動に関するグラスゴー作業計画」の実施に貢献する観点から、UNFCCCの子供及び若者の構成員及び他の若者組織と協力して、締約国と若者との間の対話のための若者主導の年次気候フォーラムの開催を促進することを将来の締約国会議議長に招請する。
66. 気候変動に対する効果的な行動において、先住民及び地域社会の文化と知識が重要な役割を果たすことを強調し、気候変動対策の設計及び実施に先住民及び地域社会を積極的に関与させるとともに、2022年から2024年までの地域社会・先住民プラットフォームの機能を実施するための第2次3か年作業計画に関与することを締約国に強く求める。
67. 9つの非政府組織の構成員を含むオブザーバー組織が、知識を共有し、この条約の目的を達成するための野心的な行動を呼びかけ、そのために締約国と協力する上で、重要な役割を果たしているとの認識を表明する。
68. 気候変動対策への女性の完全で、意味のある、平等な参加を拡大し、野心を高め気候目標を達成するために不可欠な、ジェンダーに対応した実施と実施手段を確保することを締約国に奨励する。
69. ジェンダーに関する強化されたリマ作業計画及びそのジェンダー行動計画の実施を強化することを締約国に求める¹⁰。
70. 本決定で言及された事務局により実施される活動に見込まれる予算への影響に留意する。
71. 本決定で要請された事務局の行動を、資金源の利用可能性を条件に実施するよう要請する。

¹⁰ 決定3/CP.25。

参照一覧

官公庁	
首相官邸	https://www.kantei.go.jp
国の政策（政策情報ポータル）	https://www.kantei.go.jp/jp/joho
内閣官房	https://www.cas.go.jp
総合海洋政策本部	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou
内閣府	https://www.cao.go.jp
防衛省・自衛隊	https://www.mod.go.jp
総務省	https://www.soumu.go.jp
外務省	https://www.mofa.go.jp/mofaj/
文部科学省	https://www.mext.go.jp
農林水産省	https://www.maff.go.jp
水産庁	https://www.jfa.maff.go.jp
経済産業省	https://www.meti.go.jp
資源エネルギー庁	https://www.enecho.meti.go.jp
国土交通省	https://www.mlit.go.jp
気象庁	https://www.jma.go.jp/jma
海上保安庁	https://www.kaiho.mlit.go.jp
海上保安庁海洋情報部	https://www1.kaiho.mlit.go.jp
日本海洋データセンター（JODC）	https://www.jodc.go.jp/jodcweb/index_j.html
運輸安全委員会	https://www.mlit.go.jp/jtsb/
国土地理院	https://www.gsi.go.jp
環境省	https://www.env.go.jp

研究機関	
（国研）宇宙航空研究開発機構（JAXA）	https://www.jaxa.jp
（国研）海上・港湾・航空技術研究所海上技術安全研究所	https://www.nmri.go.jp
（一財）海上災害防止センター	https://www.mdpc.or.jp
（国研）海洋研究開発機構（JAMSTEC）	https://www.jamstec.go.jp/j/
気象庁気象研究所	https://www.mri-jma.go.jp
（国研）海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所	https://www.pari.go.jp
国土技術政策総合研究所	https://www.nilim.go.jp
（国研）国立環境研究所	https://www.nies.go.jp
国立極地研究所	https://www.nipr.ac.jp
国立情報学研究所	https://www.nii.ac.jp
（国研）産業技術総合研究所	https://www.aist.go.jp
（国研）産業技術総合研究所地質調査総合センター	https://www.gsj.jp/HomePageJP.html
（国研）情報通信研究機構	https://www.nict.go.jp
（国研）水産研究・教育機構	https://www2.fra.go.jp/xq/
（国研）水産研究・教育機構開発調査センター	http://jamarc.fra.affrc.go.jp
（一社）水産土木建設技術センター	https://www.fidec.or.jp
（国研）海上・港湾・航空技術研究所電子航法研究所	https://www.enri.go.jp
（国研）土木研究所	https://www.pwri.go.jp
防衛省防衛研究所	https://www.nids.mod.go.jp
（国研）防災科学技術研究所	https://www.bosai.go.jp

大学関係機関	
北海道大学低温科学研究所	https://www.lowtem.hokudai.ac.jp
北海道大学北方生物圏フィールド科学センター	https://www.fsc.hokudai.ac.jp
東北大学大気海洋変動観測研究センター	https://caos.sakura.ne
東北大学地震・噴火予知研究観測センター	https://www.aob.gp.tohoku.ac.jp
千葉大学海洋バイオシステム研究センター	http://marine.biosystems.chiba-u.jp
東京大学大気海洋研究所	https://www.aori.u-tokyo.ac.jp
東京大学海洋アライアンス	https://www.oa.u-tokyo.ac.jp
東京大学地震研究所	https://www.eri.u-tokyo.ac.jp

大学関係機関	
東京大学生産技術研究所	https://www.iis.u-tokyo.ac.jp/ja
東京大学大学院教育学研究科附属海洋教育センター	https://www.cole.p.u-tokyo.ac.jp/
東京海洋大学水圏科学フィールド教育研究センター	https://www.kaiyodai.ac.jp/Japanese/academics/center/
横浜国立大学統合的の海洋管理学プログラム	https://www.yec.ynu.ac.jp/gsec/ioeprogram.html
近畿大学水産研究所	https://www.flku.jp
京都大学フィールド科学教育研究センター 瀬戸臨海実験所	https://www.seto.kyoto-u.ac.jp/smb1
京都大学フィールド科学教育研究センター 舞鶴水産実験所	https://www.maizuru.marine.kais.kyoto-u.ac.jp
神戸大学海洋政策科学部	https://www.ocean.kobe-u.ac.jp
高知大学総合研究センター海洋生物研究教育施設	https://www.kochi-u.ac.jp/kaiyo/
愛媛大学沿岸環境科学研究センター	https://www.cmes.ehime-u.ac.jp
佐賀大学海洋エネルギー研究センター	https://www.ioes.saga-u.ac.jp/jp
九州大学理学部附属天草臨海実験所	https://www.sci.kyushu-u.ac.jp/about/rinkai.html
長崎大学海洋未来イノベーション機構環東シナ海環境資源研究センター	http://www-mri.fish.nagasaki-u.ac.jp/ja
マリンバイオ共同研究機構 (JAMBIO)	https://jambio.jp

海洋関係団体	
(公財) 海と渚環境美化・油濁対策機構	https://www.umitonagisa.or.jp
(一財) 沿岸技術研究センター	https://www.cdit.or.jp
(一財) エンジニアリング協会	https://www.ena.or.jp
(公財) 日本海事センター	https://www.jpmac.or.jp
(公財) 海上保安協会	https://www.jcga.or.jp
(一社) 海洋産業研究・振興協会	https://www.rioe.or.jp
(一社) 海洋水産システム協会	https://www.systemkyokai.or.jp
(公財) 海洋生物環境研究所	https://www.kaiseiken.or.jp
(一社) 海洋調査協会	https://www.jamsa.or.jp
(独) 環境再生保全機構	https://www.erca.go.jp
(公財) 環日本海環境協力センター	https://www.npec.or.jp
(一社) 漁業情報サービスセンター	https://www.jafic.or.jp
(一財) 漁港漁場漁村総合研究所	https://www.jific.or.jp
(一財) みなと総合研究財団	https://www.wave.or.jp
(公財) 国際エメックスセンター	https://www.emecs.or.jp
(一社) 国際海洋科学技術協会	http://jimstef.org
(一財) 自然環境研究センター	https://www.jwrc.or.jp
(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	https://www.nedo.go.jp
(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC)	https://www.jogmec.go.jp
石油連盟	https://www.paj.gr.jp
(公社) 瀬戸内海環境保全協会	https://www.seto.or.jp
(一社) 全国海岸協会	https://www.kaigan.or.jp
全国漁業協同組合連合会 (JF)	https://www.zengyoren.or.jp
(公社) 全国漁港漁場協会	https://www.gyokou.or.jp
(一社) 大日本水産会	https://suisankai.or.jp
(一社) 責任あるまぐろ漁業推進機構 (OPRT)	https://www.oprt.or.jp
(公財) 地球環境産業技術研究機構 (RITE)	https://www.rite.or.jp
(一財) 電力中央研究所	https://cripi.denken.or.jp
日本財団	https://www.nippon-foundation.or.jp
(一財) 日本海事協会 (Class NK)	https://www.classnk.or.jp/hp/ja
(公財) 日本海事広報協会	https://www.kaijipr.or.jp
(公社) 日本海難防止協会	https://www.nikkaibo.or.jp
(一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会	https://www.kairekyo.gr.jp
(一財) 日本気象協会	https://www.jwa.or.jp
(一財) 日本鯨類研究所	https://www.icrwhale.org
(公社) 日本港湾協会	https://www.phaj.or.jp
日本小型船舶検査機構	https://jci.go.jp
(公財) 日本自然保護協会	https://www.nacsj.or.jp
(公社) 日本水産資源保護協会	https://www.fish-jfrc.jp
(公社) 日本水難救済会	https://www.mrj.or.jp

海洋関係団体	
(一財) 日本水路協会	https://www.jha.or.jp
(一財) 日本水路協会海洋情報研究センター	https://www.mirc.jha.or.jp
(一社) 日本船主協会	https://www.jsanet.or.jp
(一財) 日本船舶技術研究協会	https://www.jstra.jp
(一社) 日本中小型造船工業会	https://www.cajs.or.jp
(一財) 日本造船技術センター	https://www.srcj.or.jp
(一社) 日本舶用工業会	https://www.jsmea.or.jp
(一社) 日本マリーナ・ビーチ協会	https://www.jmba.or.jp
(公財) ブルーシー・アンド・グリーンランド財団	https://www.bgf.or.jp
(一社) マリノフォーラム21	https://www.mf21.or.jp
(公財) リバーフロント研究所	https://www.rfc.or.jp

文献調査や情報検索に役立つ Web サイト	
EIC ネット (一財) 環境イノベーション情報機構	https://www.eic.or.jp
researchmap	https://researchmap.jp
国会会議録検索システム	https://kokkai.ndl.go.jp
電子政府の総合窓口 e-Gov	https://www.e-gov.go.jp
特許情報プラットフォーム(独)工業所有権情報・研修館	https://www.j-platpat.inpit.go.jp
法令データ提供システム	https://elaws.e-gov.go.jp

国際機関等	
国際連合 (UN: United Nations)	https://www.un.org/en/
国連食糧農業機関 (FAO: Food and Agriculture Organization)	https://www.fao.org
国際労働機関 (ILO: International Labour Organization)	https://www.ilo.org/global/lang-en/index.htm
国際海事機関 (IMO: International Maritime Organization)	https://www.imo.org
国連環境計画 (UNEP: United Nations Environment Programme)	https://www.unep.org
世界気象機関 (WMO: World Meteorological Organization)	https://public.wmo.int/en
国際海底機構 (ISA: International Seabed Authority)	https://isa.org.jm
ユネスコ政府間海洋学委員会 (IOC-UNESCO: Intergovernmental Oceanographic Commission)	https://www.unesco.org/new/en/natural-sciences/ioc-oceans/
国連海事・海洋法課 (DOALOS: Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea)	https://www.un.org/Depts/los/index.htm
国際司法裁判所 (ICJ: International Court of Justice)	https://www.icj-cij.org
国際海洋法裁判所 (ITLOS: International Tribunal for the Law of the Sea)	https://www.itlos.org
GESAMP: Joint Group of Experts on the Scientific Aspects of Marine Environmental Protection	https://www.gesamp.org
地球環境ファシリティ (GEF: Global Environment Facility)	https://www.thegef.org
国際連合広報センター (UNIC)	https://www.unic.or.jp
北西太平洋行動計画 (NOWPAP)	https://www.unep.org/nowpap/
国連訓練調査研究所 (UNITAR) 広島事務所	https://unitar.org/ja/hiroshima
国際連合大学 (UNU)	https://jp.unu.edu
世界海事大学 (WMU: World Maritime University)	https://www.wmu.se/
世界銀行 (World Bank)	https://www.worldbank.org/en/home
緑の気候基金 (GCF: Green Climate Fund)	https://www.greenclimate.fund
アジア開発銀行 (Asian Development Bank)	https://www.adb.org/
持続可能な海洋経済ハイレベルパネル (High Level Panel for a Sustainable Ocean Economy)	https://www.oceanpanel.org/
東アジア海域環境管理パートナーシップ (PEMSEA)	http://www.pemsea.org/
世界経済フォーラム 海洋行動の友 (World Economic Forum Friends of Ocean Action)	https://www.weforum.org/friends-of-ocean-action
北太平洋海洋科学機関 (PICES)	https://meetings.pices.int/
国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)	https://unfccc.int/
気候変動に関する政府間パネル (IPCC)	https://www.ipcc.ch/
生物多様性条約 (CBD)	https://www.cbd.int/